

監査法人シドーに対する検査結果に基づく勧告について

令和 8 年 9 月 11 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、監査法人シドー（法人番号 3020005006368、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当であること並びに株式会社オルツ（以下「当社」という。）の令和 4 年 12 月期、令和 5 年 12 月期及び令和 6 年 12 月期に係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことが認められた。

ついては、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人及び当該証明に係る業務を執行した社員 2 名に対する行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

1. 当監査法人の運営に関する事項

（1）業務管理態勢

当監査法人は、「公認会計士としての職務を公正・誠実に全うする」こと、及び「卓越したサービスを提供することで、クライアントとともに成長する」ことを長期的な目標として掲げている。また、当監査法人は、上場会社等監査人登録制度への登録や品質管理基準報告書等の改訂に向けた対応も含め、研修や社員会での情報共有を通じて、社員が一丸となって監査品質の向上・改善に取り組んだとしている。

しかしながら、包括代表社員は、当監査法人の社員のほとんどが自らと同じ大手監査法人出身者であり、豊富な実務経験を有しているとの認識から、各社員が実施する監査業務の品質には特段の問題がないものと思い込んでいる。このため、包括代表社員は、自らを含む監査実施者において、会計基準及び監査の基準に対する理解が著しく不足していることを認識できていない。

また、包括代表社員は、自らを含む社員における品質管理の状況を踏まえた評価制度を整備していないなど、各社員が協働し、監査品質の維持・向上を図るという組織風土の醸成に努めていない。このため、包括代表社員及び品質管理担当責任者は、監査事務所における品質管理の基準の要求事項や品質管理レビュー等の指摘内容に対して形式的に対応するのみで、品質管理業務及び監査業務の実効的かつ継続的な改善を実施しておらず、また、当監査法人の各社員は、監査調書の査閲や監査業務に係る審査の実施に際し、監査チームが実施した業務内容の批判的な検討の実施を通じて、監査品質の維持・向上を図るという意識が不足している。

さらに、包括代表社員及び品質管理担当責任者は、監査品質を重視する意識が希薄となっており、監査事務所における品質管理の基準に対する理解が著しく不足している。このため、包括代表社員及び品質管理担当責任者は、適正な監査品質の水準の確保に向けた実効的かつ組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の整備・運用を実施できておらず、また、包括代表社員は、品質管理業務の運用の大部分を品質管理担当責任者に依存していた状況において、品質管理業務の分担の見直し等、品質管理業務の運用の適正化に向けた対応を十分に実施しておらず、品質管理システムに関する最高責任者としての役割を十分に果たしていない。

こうしたことから、下記（2）に記載するとおり、品質管理態勢において、監査事

務所のリスク評価プロセス、監査契約の新規締結、監査業務に係る審査、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善状況及び品質管理システムの評価に関して重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められる。

また、下記（３）に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者（監査手続を実施した業務執行社員を含む。）に会計基準及び監査の基準に対する理解が著しく不足している状況並びに監査手続を実施した業務執行社員及び査閲を実施した業務執行社員に職業的懐疑心が不足している状況が認められ、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

（２）品質管理態勢

（監査事務所のリスク評価プロセス）

当監査法人は、過去に複数の被監査会社において不正による重要な虚偽表示が生じていた状況にありながら、当該状況を品質目標や品質リスクを追加する必要性を示唆する情報として、追加の品質目標の設定や追加の品質リスクの識別を実施する必要性を検討していない。

（監査契約の新規締結）

当監査法人は、当社との監査契約の締結について、社員会において、A 監査法人からの引継ぎで重大な問題を認識した場合には監査契約を締結しないとの条件付きで承認しているにもかかわらず、本件引継ぎを実施した日（令和４年９月１５日）より前の時点（同月１３日）で当社に対して会計監査人就任承諾書を提出するなどしており、当社との監査契約の締結に至る過程において、時系列的整合性に欠ける状況が認められる。

また、当社の業務執行社員となる予定の社員２名（うち１名は品質管理担当責任者）は、A 監査法人が当社との監査契約を解除することとなった経緯において、当社による循環取引の疑念が解消されていないことを監査契約の締結に当たって識別された重要な問題点としているにもかかわらず、循環取引の疑念があるとされた取引について定性的な検討を行うにとどまっており、当該問題点の解決を行っていないほか、当該社員２名は、当社が循環取引の疑念があるとされた取引を解消するとしていることをもって当該問題点が解決されたものとしているが、監査契約締結の前後のいずれの時点においても、同取引が解消されたことを確認しておらず、当該問題点が解決したかを確認していない。

さらに、社員会は、当社との監査契約締結の承認に当たり、当該問題点が解決していないことを看過している。

くわえて、当該社員２名は、A 監査法人から伝達された、循環取引の疑念のある取引が存在するとの情報について、「不正を示唆する状況」への該当性を検討していないなど、監査契約の締結に当たって、被監査会社の不正リスクを十分に考慮していない。

（監査業務に係る審査）

審査担当社員は、監査チームが実施した、不正リスクの評価・対応や会計上の見積りに係る監査手続に関し、業務執行社員との討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及び結論には問題がないものと判断している。

このため、当監査法人は、審査の過程で、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む、複数の不備を指摘できていない。

(品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況)

日本公認会計士協会による令和5年度品質管理レビュー（通常レビュー。以下「令和5年度レビュー」という。）の指摘事項に対する当監査法人の改善措置は、以下のとおり、実効性のあるものとして講じられていない。

- ・ 当監査法人は、過去に指摘された不備に対する改善措置が適切に運用されているか確認していない。このため、当監査法人は、利用するクラウドサービスを提供するクラウドベンダーの情報セキュリティ対策の実施状況を毎年評価するとした改善措置が令和7年度には運用されていない点を識別しておらず、指摘された不備への対応を継続的に実施していない。
- ・ 当監査法人は、のれんに係る不正リスクシナリオの構築に関する不備に対する改善措置のうち、審査及び定期的な検証による改善確認を実施する際、令和5年度レビューで指摘された、のれんに係る不正リスクシナリオの構築に関する改善を確認するととどまり、改善措置の趣旨を踏まえ、のれんに限らず不正リスクシナリオ全般の構築に関して適切な対応が行われているかとの観点からの改善確認を実施していない。このため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において、収益認識に係る不正リスクシナリオの構築に係る重要な不備が検出されており、令和5年度レビューで指摘された不備に対する改善が十分に図られていない。

(品質管理システムの評価)

品質管理システムに関する最高責任を割り当てられた者並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任を割り当てられた者は、令和6年12月期及び令和7年12月期のいずれにおいても、品質管理システムの評価を実施していない。

このほか、組織風土の醸成、インサイダー取引防止に関する誓約書、個人情報に関する取扱い、専門要員の評価、日常的モニタリング活動及び完了した監査業務の定期的な検証に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、検証した範囲において、監査事務所のリスク評価プロセス、監査契約の新規締結、監査業務に係る審査、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善状況及び品質管理システムの評価に関して重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

(3) 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者（監査手続を実施した業務執行社員を含む。）は、会計基準及び監査の基準についての理解が著しく不足している。

また、監査手続を実施した業務執行社員及び査閲を実施した業務執行社員は、被監査会社の不正リスク及び会計方針に関する経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

これらのことから、収益認識に係る会計方針の検討、収益認識に関するリスク対応手続、同一の取引先に対して売上及び費用を計上する取引の検討及び固定資産の減損の検討が不十分、仕訳テストが不適切かつ不十分といった、重要な不備が認められる。

上記のほか、収益認識に関する不正リスクの識別と評価、不正等に関する経営者への質問、会計上の見積りの監査手続、人件費の実証手続、注記の検討、業務プロセスの評価範囲、内部統制の運用評価、特別な検討を必要とするリスクに関連する内部統制の検討、内部統制の不備の検討、監査調書上の個人情報の取扱い、監査調書の保存、監査等委員会とのコミュニケーション及び監査報告書における報酬関連情報の記載検討が不十分、監査契約の締結が不適切といった、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

2. 虚偽又は不当の証明等に関する事項

当監査法人は、以下のとおり当社の令和4年12月期、令和5年12月期及び令和6年12月期に係る財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したと認められる。

当監査法人は、当社に係る監査業務の新規受嘱時における引継ぎや新規上場申請前における法人外部からの情報提供により、不正を示唆する状況に該当し得る情報を得ていたほか、収益認識に係る不正リスクを識別していたにもかかわらず、不正に関する監査の基準及び収益認識に関する会計基準に対する理解並びに職業的懐疑心が著しく不足していたことにより、当社の状況及びビジネスモデルを踏まえたリスク評価手続や、収益認識に係る会計方針の検討を十分かつ適切に実施しなかった。

これらの状況を招いた背景として、包括代表社員が、自身を含む社員の収益認識に関する会計基準及び不正に関する監査の基準の理解不足を認識できておらず、また、当社の監査チーム外の者が監査チームによる不正リスクへの対処を十分に評価するなど、不正リスクに適切に対処するための実効的な組織的態勢を構築できておらず、品質管理システムに関する最高責任者としての役割を十分に果たしていなかったことが認められる。

こうした背景事情を原因として、下記に記載する事実が認められた。

当社は、特定の自社サービス（以下「本件サービス」という。）に係る販売代理店5社（以下「本件代理店」という。）との間であらかじめ合意した販売計画に基づき、月次で請求書を発行した時点で売上高を計上する会計方針（以下「本件会計方針」という。）を採用していた。

また、当社は、広告代理店等の協力の下、当社から当該広告代理店等に対して広告宣伝費等の名目で支払った資金について、本件代理店を経由させて本件代理店に対する「売上代金」の名目で回収する形態の取引を実行していた。

監査チームは、令和4年12月期に係る財務書類の監査において、本件会計方針を妥当なものと判断しているほか、令和5年12月期及び令和6年12月期の財務書類の監査において、本件会計方針の内容を認識した上でこれを妥当とした判断をそのまま引き継いでいる。

しかしながら、監査チームが実施した監査手続には、以下の不備がある。

（1）令和4年12月期に係る財務書類の監査における不備

ア. 監査チームは、本件サービスに係る売上高の期間帰属を誤るリスクについて、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクとして識別していた中、当社が自らエンドユーザーを獲得する必要のない本件代理店との取引が本件サービスに係る売上高の大部分を占めている状況や、当社が当該売上高と同程度の多額の広告宣伝費を支出している状況を認識しながら、当該状況に適合したリスク評価手続や、本件代理店側が在庫リスクを負う契約内容の経済合理性に係る検討を実施していない。

イ. 監査チームは、本件会計方針の適切性を検討する際、当社がエンドユーザーに対してライセンスを供与している状況において、エンドユーザーではなく本件代理店を売上高の計上先とすることの適切性や、当社が本件代理店に対して請求書を発行した時点で売上高を計上することの適切性を検討していないほか、エンドユーザーの実在性を確認する必要性を検討していない。

ウ. 監査チームは、当社の前年度の財務諸表の監査に着手した者からの引継ぎにおいて、本件サービスの取引の一部について、監査基準報告書 240 第 40 項の定める「不正の疑い」として循環取引の疑念がある旨の説明を受けているにもかかわらず、追加の監査手続を実施することなく、循環取引の疑念の対象となっている取引には経済合理性があるとの当社の主張を適切なものと判断するのみで、当該説明について「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」（不正に関する情報の存在等）への該当性を検討していない。また、広告宣伝費を支出した広告代理店等以外の取引先を用いた循環取引が行われる可能性を検討していないなど、当該説明がアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価に与える影響を検討していない。

（2）令和5年12月期及び令和6年12月期に係る財務書類の監査における不備

- ア. 監査チームは、本件サービスに係る売上高の期間帰属を誤るリスクについて、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクとして識別していた中、当社が自らエンドユーザーを獲得する必要のない本件代理店との取引が本件サービスに係る売上高の大部分を占めている状況や、当社が当該売上高と同程度の多額の広告宣伝費を支出している状況を認識しながら、当該状況に適合したリスク評価手続や、本件代理店側が在庫リスクを負う契約内容の経済合理性に係る検討を実施していない。
- イ. 監査チームは、本件会計方針の適切性を検討する際、当社がエンドユーザーに対してライセンスを供与している状況において、エンドユーザーではなく本件代理店を売上高の計上先とすることの適切性や、当社が本件代理店に対して請求書を発行した時点で売上高を計上することの適切性を検討していないほか、エンドユーザーの実在性を確認する必要性を検討していない。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2486)

2. 虚偽又は不当の証明等に関する事項【循環取引の概要図】

(別紙)

「オルツ自社サービス」ライセンスの供与

